



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 5月30日金曜日 第1461号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則..... 625

## 告 示

製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正..... 626  
保育士登録業務の委託..... 626  
指定居宅サービス事業者の指定..... 626  
指定居宅介護支援事業者の指定..... 627  
指定介護老人福祉施設の指定..... 628  
指定居宅サービス事業の廃止..... 628  
指定居宅介護支援事業の廃止..... 628  
指定介護療養型医療施設の指定の辞退..... 629  
県営土地改良事業の換地処分（2件）..... 629  
保安林予定森林..... 629  
森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱..... 630  
建設業者の許可の取消し..... 635  
公有水面埋立免許..... 635  
都市計画事業の事業計画の変更認可..... 636

## 公 告

土地の売り払い..... 636  
森林整備工事に係る競争入札等..... 637

## 教育委員会公告

平成16年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施..... 641

## 人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... 641

## 任 免 辞 令

伊藤敬外..... 641

## 規 則

### ○愛媛県規則第47号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### 生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則（昭和32年愛媛県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2号の表福祉資金の部限度額の欄中「4,272,000円」を「4,464,000円」に改め、同表修学資金の部修学費の項国立又は公立の高等専門学校が目4年生に就学する者の節同欄中「41,000円」を「43,000円」に、「47,000円」を「

49,000円」に改め、同目5年生に就学する者の節同欄中「40,000円」を「42,000円」に、「46,000円」を「48,000円」に改め、同項私立高等専門学校が目4年生に就学する者の節同欄中「49,000円」を「51,000円」に、「56,000円」を「58,000円」に改め、同目5年生に就学する者の節同欄中「48,000円」を「50,000円」に、「56,000円」を「58,000円」に改め、同項国立又は公立の短期大学が目1年生に就学する者の節同欄中「42,000円」を「44,000円」に、「48,000円」を「50,000円」に改め、同目2年生に就学する者の節同欄中「42,000円」を「44,000円」に、「48,000円」を「50,000円」に改め、同項私立短期大学が目1年生に就学する者の節同欄中「50,000円」を「52,000円」に、「57,000円」を「59,000円」に改め、同目2年生に就学する者の節同欄中「50,000円」を「52,000円」に、「57,000円」を「59,000円」に改め、同項国立又は公立の大学の目1年生に就学する者の節同欄中「42,000円」を「44,000円」に、「48,000円」を「50,000円」に改め、同目2年生に就学する者の節同欄中「42,000円」を「44,000円」に、「48,000円」を「50,000円」に改め、同目3年生に就学する者の節同欄中「41,000円」を「43,000円」に、「47,000円」を「49,000円」に改め、同目4年生に就学する者の節同欄中「41,000円」を「43,000円」に、「47,000円」を「49,000円」に改め、同項私立大学の目1年生に就学する者の節同欄中「51,000円」を「53,000円」に、「61,000円」を「63,000円」に改め、同目2年生に就学する者の節同欄中「51,000円」を「53,000円」に、「61,000円」を「63,000円」に改め、同目3年生に就学する者の節同欄中「50,000円」を「52,000円」に、「60,000円」を「62,000円」に改め、同目4年生に就学する者の節同欄中「50,000円」を「52,000円」に、「60,000円」を「62,000円」に改め、同部就学支度費の項私立の高等学校又は高等専門学校が目自宅通学の節同欄中「240,000円」を「290,000円」に改め、同目自宅外通学の節同欄中「250,000円」を「300,000円」に改め、同項私立の短期大学又は大学の目自宅通学の節同欄中「380,000円」を「440,000円」に改め、同目自宅外通学の節同欄中「390,000円」を「450,000円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1第2号の表限度額の欄の規定は、次項から附則第5項までに定めるものを除き、平成15年4月1日以後に貸付決定される福祉資金について適用する。

3 改正後の規則別表第1第2号の表修学資金の部修学費の項の規定は、平成15年4月分以後の修学費について適用する。

- 4 前項の規定にかかわらず、平成15年4月1日に短期大学又は大学の1年生に就学する者で同日前に入学したものの、同日に短期大学又は大学の2年生に就学する者で平成14年4月1日前に入学したものの、平成15年4月1日に大学の3年生に就学する者で平成13年4月1日前に入学したものの、平成15年4月1日に4年生に就学する者で平成12年4月1日前に入学したものと及び平成15年4月1日に5年生に就学する者で平成11年4月1日前に入学したものの修学費については、なお従前の例による。
- 5 改正後の規則別表第1第2号の表修学資金の部就学支度費の項の規定は、平成15年4月1日以後に入学する者の就学支度費について適用する。

告 示

○愛媛県告示第1239号

製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査

○愛媛県告示第1241号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成15年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成15年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「これ」を「森林整備工事並びにこれら」に改める。

○愛媛県告示第1240号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料、保育士登録証再交付手数料及び保育士登録の準備手続に係る手数料の収納事務を平成15年5月1日社会福祉法人日本保育協会に委託した。

平成15年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870103292	有限会社 託老所あんき	松山市西垣生町1497番地	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム こんまい「あんき」	愛媛県松山市西垣生町1423-1	平成15年4月9日
3870200635	有限会社 さわやか	今治市恵美須町2丁目2番地1	訪問介護	さわやか	愛媛県今治市恵美須町2丁目2番地2	平成15年4月3日
3870103334	有限会社 コミュニティーハウス	北条市北条588番地3	訪問介護	ヘルパーステーション 寿限無	愛媛県松山市南久米町7番地16	平成15年4月28日
3870200676	社会福祉法人 亀天会	東予市大野190番地1	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム 亀天福寿苑	愛媛県今治市高部字石山甲661-1	平成15年4月28日
3873000131	株式会社 大和ホーム	宇摩郡土居町入野845番地1	福祉用具貸与	楽々園	愛媛県宇摩郡土居町入野135番地5	平成15年4月25日
3810328306	医療法人 三善会	宇和島市堀端町2番地39号	居宅療養管理指導	医療法人 三善会 善家外科・脳神経外科	愛媛県宇和島市堀端町2番地39号	平成15年4月22日
3870103318	有限会社 瀬戸内メディカル	松山市堀江町甲844番地6	通所介護	デイサービス クレセント馬木	愛媛県松山市馬木町524番1	平成15年4月22日
3871200253	社会福祉法人潤和会	東予市周布326番地	短期入所生活介護	指定短期入所生活介護事業所なごみ	愛媛県東予市周布326番地	平成15年4月1日
3873400257	社会福祉法人 面河村社会福祉協議会	上浮穴郡面河村洪草2431番地	訪問介護	面河村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	愛媛県上浮穴郡面河村洪草2431番地	平成15年4月1日
3873500577	社会福祉法人 広寿会	伊予郡広田村総津405番地	訪問介護	ヘルパーステーション ひろた	愛媛県伊予郡広田村総津398番地	平成15年4月1日
3873700292	伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1	訪問介護	伊方町ホームヘルプサービス事業所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦866番地	平成15年4月1日
3873700300	伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1	訪問入浴	伊方町訪問入浴介護事業所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦866番地	平成15年4月1日
3873700318	伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1	通所介護	伊方通所介護事業所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦871番地の2	平成15年4月1日
3870200643	社会福祉法人 杉の子会	今治市南大門町3丁目5番地33	訪問介護	ヘルパーステーション 廣寿苑	愛媛県今治市南大門町3丁目5番地33	平成15年4月17日
3870200650	社会福祉法人 杉の子会	今治市南大門町3丁目5番地33	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム 廣寿苑	愛媛県今治市南大門町3丁目5番地33	平成15年4月17日
3870103300	株式会社 幸耀	香川県高松市田村町948番地	福祉用具貸与	株式会社 幸耀 愛媛事業部	愛媛県松山市空港通3丁目10番7号	平成15年4月16日

3813510389	大 西 克 幸	伊予郡砥部町大南457番地1	通所リハビリテーション	二光クリニック	愛媛県伊予郡砥部町大南457-1	平成15年4月15日
3870103169	有限会社幸心	松山市姫原町1丁目6番44号	痴呆対応型共同生活介護	グループホームつばさ	愛媛県松山市姫原3丁目3-7	平成15年3月7日
3870103177	株式会社モロコケア	松山市古川南1丁目16番12号	痴呆対応型共同生活介護	グループホームじゃんけんぼん	愛媛県松山市古川北3丁目12番29号	平成15年3月7日
3870501016	有限会社デイサービスセンターふれんど	新居浜市萩生2896番地2	通所介護	有限会社デイサービスセンターふれんど	愛媛県新居浜市萩生2896番地2	平成15年3月7日
3873500569	株式会社 セフティ	伊予郡松前町筒井933番地1	福祉用具貸与	株式会社 セフティ	愛媛県伊予郡松前町筒井933番地1	平成15年3月6日
3870501024	有限会社 介護サービス友	新居浜市本郷2丁目1番5号	訪問介護	有限会社 介護サービス友訪問介護事業所	愛媛県新居浜市本郷2丁目1番5号	平成15年3月28日
3873500593	有限会社おきた建築	松山市東方町852番地	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム「小羊の家」	愛媛県伊予郡砥部町原町370番地1	平成15年3月28日
3870103250	有限会社瀬戸内メディカル	松山市堀江町甲844番地6	痴呆対応型共同生活介護	グループホームクレセント馬木	愛媛県松山市馬木町524番1	平成15年3月27日
3870300492	医療法人三善会	宇和島市堀端町2番地39号	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム薬師谷マナー	愛媛県宇和島市川内字大黒田甲2101番地	平成15年3月27日
3873300325	医療法人辻井循環器科内科	温泉郡重信町田窪2030番地	通所介護	通所介護はあと	愛媛県温泉郡重信町田窪2030番地	平成15年3月27日
3873700284	伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1	通所介護	町見通所介護事業所	愛媛県西宇和郡伊方町九町6番耕地840番地の14	平成15年3月27日
3873900462	社会福祉法人吾子苑	北宇和郡吉田町立間尻甲747番地	短期入所生活介護	短期入所施設サンランド	愛媛県北宇和郡吉田町立間尻甲727番地1	平成15年3月27日
3870103243	医療法人 中川病院	松山市南梅本町甲58番地	訪問介護	訪問介護事業所 なかがわ	愛媛県松山市南梅本町甲58番地	平成15年3月26日
3870103227	医療法人 たくま会	松山市保免上2丁目3番10号	訪問介護	ヘルパーステーションせと	愛媛県松山市保免上2丁目3-10	平成15年3月25日
3870800251	うま農業協同組合	伊予三島市金子2丁目4番23号	通所介護	J A うまデイサービスセンターあつたか荘	愛媛県川之江市妻鳥町1525番地	平成15年3月19日
3871200238	有限会社エンジェル・コール	西条市朔日市807番地	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム水車の家	愛媛県東予市周布494番地1	平成15年3月17日
3870103201	有限会社スリー・アイ	松山市高岡町212番地1	通所介護	指定通所介護事業所デイサービスセンターきらり	愛媛県松山市高岡町212-1	平成15年3月11日
3870103185	有限会社ジー・エル・ファミリー	松山市桑原7丁目1番36号 大和マンション1階	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム ファミール桑原	愛媛県松山市桑原7丁目1番36号	平成15年3月10日
3870501016	有限会社デイサービスセンターふれんど	新居浜市萩生2896番地2	訪問介護	有限会社デイサービスセンターふれんど	愛媛県新居浜市萩生2896番地2	平成15年3月10日
3873400240	有限会社 介護支援サービスしろもと	上浮穴郡久万町久万町181番地2	訪問介護	ヘルパーセンターしろもと	愛媛県上浮穴郡久万町久万町181番地2	平成15年3月10日

○愛媛県告示第1242号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成15年5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870103342	有限会社 コミュニティーハウス	北条市北条588番地3	居宅介護支援	居宅介護支援事業所長閑	愛媛県松山市南久米町7番地16	平成15年4月28日
3870103326	有限会社 エディア	松山市北斎院町230番地4	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所あゆみ	愛媛県松山市南江戸3丁目8番10号	平成15年4月25日
3870103219	ベストケア株式会社	北条市辻610番地15	居宅介護支援	ベストケア株式会社居宅介護支援事業所	愛媛県松山市山越5丁目9番地6	平成15年4月1日
3870103235	医療法人 たくま会	松山市保免上2丁目3番10号	居宅介護支援	ケアセンター せと	愛媛県松山市保免上2丁目3-10	平成15年4月1日
3873500585	社会福祉法人 広寿会	伊予郡広田村総津405番地	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所ひろた	愛媛県伊予郡広田村総津398番地	平成15年4月1日

3870501057	有限会社 光タクシー	新居浜市喜光地町2丁目2番22号	居宅介護支援	光介護支援センター	愛媛県新居浜市船木甲4433番地1号	平成15年4月15日
3870501040	有限会社デイサービスセンターふれんど	新居浜市萩生2896番地2	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所ふれんど	愛媛県新居浜市萩生2896番地2	平成15年4月11日
3873400265	社会福祉法人 面河村社会福祉協議会	上浮穴郡面河村洪草2431番地	居宅介護支援	面河村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	愛媛県上浮穴郡面河村洪草2431番地	平成15年4月1日
3870103268	有限会社 愛媛生活リハビリケア研究所	松山市森松町290番地	居宅介護支援	愛媛リハビリ居宅介護支援センター	愛媛県松山市森松町290番地	平成15年3月28日
3870103276	株式会社 ジェイ・エイチ・エスコポレーション	松山市永木町2丁目1番地25	居宅介護支援	ケアライフ石手川	愛媛県松山市永木町2丁目1番地25	平成15年3月28日
3870103284	有限会社 ひまわり	松山市北斎院町888番地6	居宅介護支援	ひまわり指定居宅介護支援事業所	愛媛県松山市北斎院町888番地6	平成15年3月28日
3870501032	有限会社 介護サービス友	新居浜市本郷2丁目1番5号	居宅介護支援	有限会社 介護サービス友	愛媛県新居浜市本郷2丁目1番5号	平成15年3月28日
3870103193	有限会社 スリー・アイ	松山市高岡町212番地1	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所きらり	愛媛県松山市高岡町212番地1	平成15年3月10日
3870300484	有限会社 ケアサポートさくら	宇和島市住吉町2丁目3番35号	居宅介護支援	ケアサポートさくら	愛媛県宇和島市住吉町2丁目3番35号	平成15年3月10日

## ○愛媛県告示第1243号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

平成15年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護老人福祉施設の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定介護老人福祉施設		指定年月日
				名称	所在地	
3871200246	社会福祉法人潤和会	東予市周布326番地	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームなごみ	愛媛県東予市周布326番地	平成15年4月1日

## ○愛媛県告示第1244号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成15年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3873700029	伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1	訪問介護	伊方町	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦866番地	平成15年4月1日
3873700029	伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1	訪問入浴	伊方町	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦866番地	平成15年4月1日
3873700029	伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1	通所介護	伊方町	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦866番地	平成15年4月1日
3870101254	四国日立家電株式会社	香川県坂出市林田町4285番地143	福祉用具貸与	四国日立家電株式会社愛媛支店	愛媛県松山市内宮町2007	平成15年3月31日
3811028038	医療法人 光風会	伊予市灘町66番地	短期入所療養介護	永井病院	愛媛県伊予市灘町66番地	平成15年3月1日
3870200460	有限会社渡部電化	今治市延喜甲764番地4	福祉用具貸与	有限会社渡部電化	愛媛県今治市延喜甲764番地4	平成15年3月1日

## ○愛媛県告示第1245号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成15年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3871100016	ベストケア 株式会社	北条市辻610番地15	居宅介護支援	ベストケア株式会社居宅介護支援事業所	愛媛県松山市山越5-9-6	平成15年3月31日

○愛媛県告示第1246号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。  
平成15年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3810828032	医療法人 縋愛会	川之江市上分町732番地1	介護療養型医療施設	医療法人縋愛会石川病院	愛媛県川之江市上分町732-1	平成15年3月31日

○愛媛県告示第1247号

平成15年5月22日県営ほ場整備事業長月地区峰地工区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1248号

平成15年5月22日県営ほ場整備事業菊川地区大井手工区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1249号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成15年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

1 保安林予定森林の所在場所

西条市荒川字八ノ川丁43、丁46の1、丁49から丁51まで、丁69の1、字竹ヶ平丁44、字竹ヶ平上丁57、丁61、字竹ヶ平下丁62の2、字ボラス畑丁47、字上ダヤ丁48、丁56、字モツセ丁60、字トガヲ丁96、字榎谷丁105、字トウノ谷丁106の1、丁106の2、字トヲノ谷丁107の1、丁107の2、字大ズレ丁108、丁109、字大ウ子丁111、丁115の1から丁115の3まで、字谷宮丁112、字大平下丁118、丁119の1、字ハシズメ丁122の1、丁122の2、丁170、字十五畑丁159の1、丁159の2、丁160の1、丁160の4、字又右工門荒丁161、字マトバ丁164、字日ノ地丁171の1から丁171の13まで、丁171の15、丁171の18、丁171の20、丁171の22、丁171の24、丁171の30、丁171の33、黒瀬字抜石乙653の3、字一本杉乙703、津越字所後7037の1、保野字三ツウネ7589の17、7589の18、大

浜字猴谷6345の7、字ヤセヲ6444、6482、字大谷ノ下6470の乙、6470の丙、字番屋ノ西6471の1、字ジル谷6477の2、6477の3、6478の1から6478の3まで、6485の1、6485の3、6485の4、6488の1、6488の3、6488の4、字檜木尾道ノ下6479の甲、6479の乙、字シル谷西谷6480の3、6480の4、字ヤセヲ道ノ下6487、字山谷6489の1から6489の6まで、6490の1から6490の3まで、藤之石字ノジ甲86の1、甲86の2、字刃屋敷甲255から甲259まで、字吉居乙43、乙44の1、乙44の2、乙45から乙47まで、乙55の1、乙55の2、乙56、字向井丙12の71、丙12の73、丙12の80、丙12の81、字丸藪丙53、丙54の1、丙54の2、丙81、丙82、字いなや久保丙69、字中道丙70の1、丙70の2、字かげ浦丙71の1、丙71の2、丙72、丙75の3、丙80の1から丙80の3まで、字ゴミ丙76の1、字芝折丙77、丙78、字笠折五俵役地丙79、字柏ノ木辛12、字炭床辛136、辛137の1、字両瀧辛151、辛152、字横荒辛156、字孤荒辛158、字二子荒辛222の1、辛222の3、辛222の5から辛222の13まで、字悪山辛160、字瘦藪辛161、字谷嶽辛195の1、字西之谷辛196の4、辛196の6、辛200、字清水荒辛223、字若山辛224の1から辛224の4まで、辛224の6、辛224の7、辛224の9、辛224の11、辛224の12、字頼母荒辛225、辛226、字小屋峯高辛228、字宮ノ首戊66の1、字平松戊75の12、戊93、丸野字カモリ4872、5832、5836、5843から5845まで、5848、5851、字ウスズ4878、字檜ヤ株5047、字檜尾株5059、字寒ナラシ5058、字黒滝5615、字日浦5619、5621の甲、5621の乙、5646、5860、5863、5881の乙、5882、字日裏5645、5647、字鷲ノ巢5656、5657、字カゲ5806、5811、5821、字山キカイ5827、字山キガイ5828、字中尾5829、字柿ノ成ノハナ5857、字柿ノ成ノ下5859、字白滝5866、5867、5869から5872まで、字宮ノ谷5873、字コヤスバ5889

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立

木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1250号

森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱を次のように定める。

平成15年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条第2項(同規則第145条において準用する場合を含む。)及び第235条の規定に基づき、県が発注する森林整備工事(造林及び保育並びにこれらに附帯する工事をいう。以下同じ。)に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の見積り(以下「競争入札等」という。)に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)及びその審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 競争入札等に参加することができる者は、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項の規定により知事の認定を受けた者であって、次に掲げる項目について知事の審査を受け適格と認められたものとする。

(1) 事業者(法人にあつては、代表者)及び常時使用する従業員のうち、次の表の左欄に掲げる要件を満たす者の人数が同表の右欄に定める人数以上であること。

要件	人数
1 現場の取締りを行い、及び森林整備工事に係る一切の事項を処理する実務に5年以上従事した経験を有すること。	1人
2 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、測量士若しくは測量士補の資格又は5年以上測量関係業務に従事した経験を有すること。 (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第187条第5項の林業改良指導員資格試験に合格したこと又は同項の資格を有すること。 (2) 森林法施行令(昭和26年政令第276号)第9条に規定する学歴を有し、かつ、3年以上森林整備工事業務に従事した経験を有すること。 (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において林業に関する正規の課程を修めて卒業し、県が実施する林業技術研修の基礎教育コース若しくはこれと同程度以上の研修を修了し、又は一級土木施工管理技士若しくは二級土木施工管理技士(土木)の資格を有し、かつ、5年以上森林整備工事業務に従事した経験を有すること。	1人(2人でこの項左欄に掲げる資格等の要件を満たす場合にあっては、2人)
3 次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。 (1) 県が実施する林業技術研修の基礎教育コース又はこれと同程度以上の研修を修了し、かつ、3年以上森林整備	6人

工事の実務に従事した経験を有すること。 (2) 5年以上森林整備工事業務に従事した経験を有すること。	
-------------------------------------------------------	--

(2) 知事の審査を申請する日(以下「審査基準日」という。)の直前2年間に行った決算による年間平均完成工事高

(3) 審査基準日の直前に行った決算(以下「直前決算」という。)における自己資本の額(法人にあつては資本金額(出資金及び加入金を含む。)に準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人にあつては次年度に繰り越す純資本の額をいう。)

(4) 直前決算において保有する機械装置、車両運搬具及び工具又は器具の価格の合計額

(5) 直前決算における流動比率

(6) 次条第1項ただし書に規定する別に定める期間の末日の属する年の1月1日の前日までの営業年数

(資格審査の申請)

第3条 前条の規定による審査(以下「資格審査」という。)を受けようとする者は、随時、競争入札等参加資格審査申請書(様式第1号)を知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 商業登記簿謄本

(2) 印鑑証明書

(3) 次に掲げる税目について未納がない旨の証明書

ア 県税全税目

イ 法人税(県外に主たる事務所又は事業所を有する法人に限る。)

ウ 消費税

(4) 主要取引金融機関の取引証明書

(5) 勤労者退職金共済機構の実施する林業退職金共済若しくは中小企業退職金共済又はこれらと同程度以上の退職金共済の加入証明書

(6) 次に掲げる財務に関する書類(審査基準日の直前2年間に行った決算に係るものに限る。)

ア 貸借対照表

イ 損益計算書

ウ 利益金処分計算書

(資格の通知等)

第4条 知事は、資格審査の結果を、当該資格審査を申請した者に通知するものとする。

2 知事は、資格審査の結果、資格を有すると認められた者(以下「資格者」という。)を森林整備工事競争入札等参加者名簿(以下「名簿」という。)に登録するものとする。

(資格の効力)

第5条 資格は、平成15年度を初年度とする毎2年度を単位として、当該毎2年度の森林整備工事に係る競争入札等について効力を有する。

(変更等の届出)

第6条 資格者は、次に掲げる事項について変更があったとき、又は事業を休止し、若しくは廃止したときは、速やか

に、競争入札等参加資格審査申請書記載事項変更等届出書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。この場合において、第1号から第3号までに掲げる事項（主たる事務所又は事業所の電話番号を除く。）について変更があった資格者は商業登記簿謄本を、第5号に掲げる事項（実印に限る。）について変更があった資格者は印鑑証明書を添付しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 主たる事務所又は事業所の所在地又は電話番号
- (3) 法人にあっては、代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、その者の氏名
- (5) 使用する印鑑又は実印

（補則）

**第7条** この要綱に定めるもののほか、資格審査に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号(第3条関係) 競争入札等参加資格審査申請書

地方局名

地方局

年度競争入札等参加資格審査申請書

愛媛県知事

殿

年 月 日

住所(法人にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地)

申請者

商号又は名称

氏名(法人にあっては、代表者の氏名) ㊦

年度における愛媛県の森林整備工事に係る競争入札等参加資格の審査を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

Table with 10 main rows for applicant information, including name, address, telephone numbers, business scale, and financial data like interest rates and profits.

17 森林整備工事種類別発注者別完成工事高 (A) 直前2年度( 年 月から 年 月まで) 決算より

Table for forest maintenance work completion statistics for the previous 2 years, categorized by issuer and type of work.

(B) 直前1年度( 年 月から 年 月まで) 決算より

Table for forest maintenance work completion statistics for the previous 1 year, categorized by issuer and type of work.





## 様式第2号(第6条関係) 競争入札等参加資格審査申請書記載事項変更等届出書

## 競争入札等参加資格審査申請書記載事項変更等届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所(法人にあっては、主たる  
事務所又は事業所の所在地)

届出者

商号又は名称

ふりがな  
氏名(法人にあっては、代表者  
の氏名)

印

変更、休止又は  
廃止の別

変更

休止

廃止

変更

変更前

内容

変更後

変更(休止又は  
廃止)年月日

年 月 日

変更(休止又は  
廃止)の理由

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 のある欄は、該当する の中にレ印を付すこと。
- 3 変更の理由が確認できる書類を添付すること。

○愛媛県告示第1251号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。  
平成15年5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般-8)第4354号	平成8年12月11日	広田建設	広田 藤義	北宇和郡広見町大字生田723-2	平成13年12月11日	建築工事業	建設業の廃止
(般-9)第1934号	平成9年11月6日	兵頭建築	兵頭 晃	北宇和郡広見町大字小西野々359	平成14年11月6日	建築工事業	建設業の廃止
(般-11)第2773号	平成12年2月8日	神原水道工事店	神原 理	越智郡上浦町大字井口6020	平成15年3月3日	管工事業	建設業の廃止
(般-12)第13346号	平成13年3月11日	(株)アセスメント愛媛	高野 秀樹	松山市古川南1-23-20	平成15年3月5日	造園工事業	建設業の廃止
(般-12)第14696号	平成13年1月25日	(有)拓陽	門屋 司	松山市平和通6-3-7	平成15年3月5日	土木工事業	建設業の廃止
(般-11)第13004号	平成12年3月15日	NDサービス	渡部 博之	松山市堀江町甲1314-21	平成15年3月11日	管工事業	建設業の廃止
(般-13)第6223号	平成13年7月3日	広洋建設	山本 秀明	越智郡大西町大字紺原甲514	平成15年3月13日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-9)第12945号	平成10年1月9日	エヌ・ティ・ティ四国 テレコンサービス(株)	西原 秀男	松山市一番町4-3	平成15年3月25日	電気通信工事業	建設業の廃止
(般-11)第9708号	平成12年1月14日	志賀建設(株)	志賀 恒久	周桑郡丹原町大字田野上方1550	平成15年4月1日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-14)第10709号	平成14年12月14日	(有)山路建設	達川 悦男	今治市山路23-1	平成15年4月2日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-11)第5116号	平成12年3月23日	篠塚建設	篠塚 肇	今治市八町東5-3-32	平成15年4月2日	建築工事業	建設業の廃止
(般-13)第12266号	平成13年6月18日	(有)山下建設	山下 瑞穂	今治市宮下町3-甲1701	平成15年4月9日	大工工事業 石工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業	建設業の廃止
(般特-13)第6101号	平成13年5月4日	(株)橘組	児玉 咲代	北宇和郡吉田町大字立間2-2648-1	平成15年4月9日	土木工事業 水道施設工事業	法人の解散
(般-12)第9836号	平成12年6月26日	菅建設(株)	菅 節生	越智郡関前村大字岡村甲4	平成15年4月14日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-14)第13721号	平成9年6月2日	西高建設(有)	高橋 主税	西条市西泉乙319-5	平成15年4月14日	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業	建設業の廃止
(般-14)第1230号	平成14年7月31日	(株)藤田組	藤田 育男	宇摩郡新宮村大字新宮1055	平成15年4月17日	造園工事業	建設業の廃止
(般-12)第5190号	平成12年4月21日	(有)峯建設	峯 兼丸	松山市御幸2-5-15	平成15年4月17日	建築工事業	建設業の廃止
(般-13)第10320号	平成13年10月20日	(有)土岐組	土岐 勉	松山市中野町334-1	平成15年4月24日	とび・土工工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1252号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成15年5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
双海町

伊予郡双海町大字上灘甲5821番地6

代表者 町長 上田 稔

伊予郡双海町大字上灘甲5448番地1

- 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 埋立区域

ア 位置

伊予郡双海町大字上灘甲5750番3の地先公有水面

イ 区域

次の①点から⑩点までを順次直線で結んだ線及び⑩

点と①点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（上灘漁港 - 25メートル物揚場用地内に設置された金属鉋J25）は、北緯33度41分36秒、東経132度38分10秒の地点

①点は、基点から真北209度15分55秒150.46メートルの地点

②点は、①点から真北49度35分57秒5.86メートルの地点

③点は、②点から真北46度57分53秒8.66メートルの地点

④点は、③点から真北51度16分30秒3.02メートルの地点

⑤点は、④点から真北131度17分36秒6.78メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北225度31分50秒0.61メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北135度30分35秒0.56メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北223度51分00秒7.40メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北232度16分04秒7.36メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北264度44分24秒2.61メートルの地点

ウ 面積

130.73平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

伊予郡双海町大字上灘甲5750番3の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からR点までを順次直線で結んだ線及びR点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（上灘漁港 - 25メートル物揚場用地内に設置された金属鉋J25）は、北緯33度41分36秒、東経132度38分10秒の地点

A点は、基点から真北210度01分07秒156.01メートルの地点

B点は、A点から真北49度35分37秒11.76メートルの地点

C点は、B点から真北11度42分39秒1.71メートルの地点

D点は、C点から真北47度18分43秒0.46メートルの地点

E点は、D点から真北317度13分06秒9.01メートルの地点

F点は、E点から真北47度13分35秒4.99メートルの地点

G点は、F点から真北137度12分48秒9.01メートルの地点

H点は、G点から真北46度49分01秒0.51メートルの地点

I点は、H点から真北83度12分43秒1.62メートルの

地点

J点は、I点から真北51度16分16秒4.54メートルの地点

K点は、J点から真北131度17分33秒23.27メートルの地点

L点は、K点から真北218度41分41秒4.61メートルの地点

M点は、L点から真北302度56分16秒0.70メートルの地点

N点は、M点から真北218度29分38秒5.67メートルの地点

O点は、N点から真北302度59分54秒6.11メートルの地点

P点は、O点から真北207度32分38秒3.93メートルの地点

Q点は、P点から真北295度56分25秒2.22メートルの地点

R点は、Q点から真北204度45分45秒3.78メートルの地点

ウ 面積

523.51平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 埋立免許年月日

平成15年5月21日

○愛媛県告示第1253号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、伊予三島都市計画道路事業3・5・10中曾根三島港線（伊予三島市施行）の事業計画の変更を次のように認めた。

平成15年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

1 事業施行期間

平成9年6月3日から  
平成19年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

事業地のうち伊予三島市中央二丁目及び三丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

## (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

物件番号	所在地	地目	地積
1	松山市立花三丁目35番9	宅地	172.02㎡
2	松山市道後町二丁目826番1	宅地	1,110.67㎡

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

## (1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2155

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

## (ア) 日時

物件番号	日時
1	平成15年6月20日（金）午前10時
2	平成15年6月20日（金）午後1時30分

## (イ) 場所

売り払う土地の所在地

## 3 入札及び開札

## (1) 入札及び開札の日時

物件番号	日時
1	平成15年6月30日（月）午前10時
2	平成15年6月30日（月）午後1時30分

## (2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第二別館5階第3会議室

## (3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

## 4 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

## (3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (4) 契約書作成の要否

要

## (5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133

条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

## (7) その他

詳細は、入札心得書による。

## ○公 告

平成15年度及び平成16年度において県が発注する森林整備工事（造林及び保育並びにこれらに附随する工事をいう。以下同じ。）に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法を次のとおり定めた。

平成15年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 森林整備工事に係る競争入札等に参加することができない者

(1) 当該競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実のあった後2年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

## 2 資格

(1) 競争入札等に参加することができる者は、森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成15年5月愛媛県告示第1250号）第4条第2項の規定により森林整備工事競争入札等参加者名簿に登録された者とする。

(2) (1)の規定にかかわらず、資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者は、資格を有しないものとする。

### 3 申請の時期

平成15年6月2日(月)から13日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。

なお、その後も随時申請を受け付けるが、この場合には、競争入札等に間に合わないことがある。

### 4 申請書類の請求先、提出先及び提出方法並びに資格の審査結果の通知

#### (1) 請求先

愛媛県農林水産部森林局森林整備課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話(089)912 2595

#### (2) 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参して提出するものとする。

#### (3) 申請をした者には、資格の審査結果を競争入札等参加資格審査結果通知書(別記様式)により通知する。

### 5 資格の効力

資格は、平成15年度及び平成16年度の森林整備工事に係る競争入札等について効力を有する。

### 6 平成17年度及び平成18年度の資格審査

平成17年度及び平成18年度の森林整備工事に係る競争入札等に参加する者の資格については、平成16年12月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

### 7 問い合わせ先

愛媛県農林水産部森林局森林整備課治山係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話(089)912 2595

## 別表(4関係)

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県西条地方局産業経済部伊予三島林業課 〒799 - 0404 伊予三島市宮川四丁目 6 番53号 電話番号 0896 - 23 - 2393	川之江市、伊予三島市及び 宇摩郡
愛媛県西条地方局産業経済部林業課 〒793 - 0042 西条市喜多川796番地 1 電話番号 0897 - 56 - 1313	新居浜市及び西条市
愛媛県西条地方局産業経済部丹原林業課 〒791 - 0508 周桑郡丹原町池田1611番地 電話番号 0898 - 68 - 7438	東予市及び周桑郡
愛媛県今治地方局産業経済部林業課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目 4 番地 9 電話番号 0898 - 25 - 2193	今治市及び越智郡
愛媛県松山地方局産業経済部林業課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 932 - 5934	松山市、伊予市、北条市、 温泉郡及び伊予郡
愛媛県松山地方局産業経済部久万林業課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万町久万町571番地 1 電話番号 0892 - 21 - 1265	上浮穴郡
愛媛県八幡浜地方局産業経済部大洲林業課 〒795 - 8504 大洲市田口甲425 - 1 電話番号 0893 - 24 - 4131	大洲市及び喜多郡
愛媛県八幡浜地方局産業経済部林業課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目 3 番37号 電話番号 0894 - 22 - 2031	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県八幡浜地方局産業経済部宇和林業課 〒797 - 0015 東宇和郡宇和町卯之町四丁目445番地 電話番号 0894 - 62 - 1134	東宇和郡
愛媛県宇和島地方局産業経済部林業課 〒798 - 8511 宇和島市天神町 7 番 1 号 電話番号 0895 - 22 - 3163	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県宇和島地方局産業経済部御荘林業課 〒798 - 4194 南宇和郡御荘町平城3048 電話番号 0895 - 72 - 0931	南宇和郡

別記様式（4関係） 競争入札等参加資格審査結果通知書

競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号  
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 殿

愛媛県知事



1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで



教育委員会公告

○公 告

平成16年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第1項の規定により、平成16年度愛媛県公立学校教員採用選考試験は次の要領で実施する。

平成15年5月30日

愛媛県教育委員会  
教育長 野 本 俊 二

1 試験の区分、期日及び場所

区 分	期 日	場 所
小 学 校 教 員	平成15年7月22日(火) から同月25日(金)まで	松山市立道後中学校 (松山市上市一丁目3番57号) 松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
中 学 校 教 員 (各教科)	平成15年7月22日(火) から同月25日(金)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
高等学校教員 (各教科(科目))	平成15年7月22日(火) から同月25日(金)まで	松山北高等学校 (松山市文京町4番地1)
特殊学校(盲学校・聾学校・養護学校)教員		
養 護 教 員	平成15年7月22日(火) から同月24日(木)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)

注1 区分間の併願は、認めない。  
2 場所等を変更することがある。

2 受験申込受付期間

平成15年5月30日(金)から6月30日(月)まで(郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限る。)

3 受験資格

次の各号のすべてに該当する者とする。

- 試験の区分に相当する教員普通免許状を有する者又は平成16年3月31日までにこの免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの
- 昭和44年4月2日以降に出生した者。ただし、高等学校の農業、工業又は商業の教員志願者については、昭和39年4月2日以降に出生した者とする。

なお、他の都道府県で国公立学校教員として勤務している者(期限付任用又は臨時的任用である者を除く。)については、年齢を制限しない。

- 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条各号のいずれにも該当しない者

4 受験申込手続及び試験方法

平成16年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項(以下「志願要項」という。)を参照すること。

5 志願要項及び出願関係用紙の請求方法

- 請求先

志 願 種 別	あ て 先
小学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
中学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942
高等学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
特殊学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話(089)912 2952
養護教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942

(2) 請求方法

封筒の表に「教員採用選考試験志願要項請求」と朱書き、140円切手をはった、あて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して請求すること。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 978

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年5月30日

愛媛県人事委員会  
委員長 稲 瀬 道 和

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 204)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中力をキとし、オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 日本郵政公社の職員

第7条第1項第2号中力をキとし、オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 日本郵政公社の職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

任 免 辞 令

○任免辞令

5月1日

伊 藤 敬

愛媛県事務吏員に任命する  
行政職8級を命ずる  
総務部新行政推進局市町村課長を命ずる

5月16日

渡 部 あさみ

愛媛県技術吏員に任命する  
医療職(二)2級を命ずる  
技師を命ずる  
愛媛整肢療護園勤務を命ずる

